

日・インドネシア経済連携協定の有効性の継続について

平成30年3月14日
経済産業省
原産地証明室

本年3月1日からインドネシアと日本との間で「日・ASEAN 包括的経済連携協定（以下「AJCEP 協定）」の運用が開始されたことについて、当室ホームページ等において御案内したとおりですが（下記関連情報参照）、日本からインドネシアへの特定原産品の輸出においては、既に運用されている「日・インドネシア経済連携協定（以下「日・インドネシア協定）」も引き続き有効です。

詳細は未確認ながら、これと異なる見解が、インドネシア側輸入者等の一部において流布しているとの情報がありますので、御注意ください。

なお、本年3月1日のAJCEP協定の運用開始後、同協定に基づく原産地証明書ではないという理由によって日・インドネシア協定に基づく原産地証明書が利用できなかったという特段の事案には接しておりません（平成30年3月14日現在）。

また、日本からインドネシアへの特定原産品の輸出における関税の減免効果については、多くの場合、AJCEP協定よりも、既に運用されている日・インドネシア協定が上回ります。

<関連情報>

「日本国とインドネシア共和国の間の「日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定」の運用開始に関するお知らせ（続報）」（平成30年2月28日付け）

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/180228AJCEP-indonesia_jizensyuchi.pdf

問い合わせ先

貿易経済協力局 貿易管理部 原産地証明室

電話：03-3501-0539

E-mail：gensanti-syoumei@meti.go.jp